

■ セクシャル・ハラスメントとは

「セクシュアル・ハラスメント」とは、行為者本人が意図すると否とに関わらず、相手方にとって不快な性的言動として受けとめられる、次のような行為をいいます。

地位利用型・対価型

職務上又は、教育・研究上の地位を利用して、あるいは、利益若しくは不利益を条件に、性的要求をすること

- ・成績評価や就職の便宜をはかると引き換えに性的要求を迫る。
- ・性的な要求を拒否したために、成績評価点を落としたり、就職の妨害をしたりする

賄型

職務や勉強の遂行を妨げるなどの、職場・勉学環境を悪化させること

- ・教室・研究室・職場に卑猥な絵や写真を貼る
- ・性的な噂を流したり、返事に困るような性的冗談を言ったりする
- ・容姿を話題にしてからかう
- ・不必要に身体にさわる など

■ アカデミック・ハラスメントとは

「アカデミックハラスメント」とは、教育研究上で、一方的、差別的、あるいは暴力的な指導を受けたりすることで、学生と教員、教員と職員、あるいは学生・教員・職員同士といった一定の関係にある者が、地位・立場・力関係を利用して相手に不利益な行為を強いる、次のような行為をいいます。

・言葉の暴力

- ・「あなたはやっぱりダメだ」、「こんなこともできない」等、全てを否定する言い方
- ・「大学をやめたら」、「卒業させない」など、退学や留年勧奨
- ・指導拒否、指導・授業の放棄
- ・学習妨害
- ・えこひいきや、必要以上に厳しい課題・指導
- ・私的な用事、お茶くみ等の雑用
- ・私生活への干渉 など

セクシュアル・ハラスメントもアカデミック・ハラスメントも、教員と学生の間だけではなく、サークルやゼミの先輩と後輩、同級生同士であっても許されません。

その他に「一気飲みの強要」や「ストーカー行為」も人権侵害となります。

■ もし、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントにあったら

勇気を出して対応しましょう！ すぐに相談しましょう！

①相手に伝える

あなたが、相手方の性的言動を不快だと感じたら、相手に対して、言葉と態度ではっきりと「自分は望んでいない」こと、「不快である」ことを伝えて下さい。

②記録をとる

あなたにとって不快な性的言動が「いつ・どこで・だれから・どのようなことをされたか」などについて記録をとって下さい。

相談員が親身に相談に乗ってくれます！

○セクシュアル・ハラスメントにあった時には、すぐに誰かに相談するか、本学の相談員に相談してください。

セクシュアル・ハラスメントに関する窓口

本学には、セクシュアル・ハラスメントに関する窓口が設置されています。
秘密は厳守されますので、一人で悩まず相談に来てください。

🔍 相談員 (相談窓口)

所属	氏名	部屋番号	直通電話番号	メールアドレス
家政学部	根本 橋夫	1628	042-782-1903	nemoto@kasei-gakuin.ac.jp
	吉川 晴美	3609	042-782-0927	yharumi@kasei-gakuin.ac.jp
人文学部	石井 廣志	1507	042-782-1990	ishii@kasei-gakuin.ac.jp
短期大学	鈴木 元久	10703	03-3262-2726	msuzuki@kasei-gakuin.ac.jp
	山田 順子	10603	03-3262-2627	yoriko@san.kasei-gakuin.ac.jp
総務課	渡辺 徹	事務局	042-782-9810	
学生課	平出 和子	事務局	042-782-9818	hiraide@kasei-gakuin.ac.jp

※相談は、

- 直接相談員を訪問
- 電話あるいは学内メール
- 学生相談センター前の相談箱への投函 など、いずれの方法でも可能です。
所属する学部・学科あるいは部署にこだわらず、自由に連絡を取ってください。

🔍 相談・苦情申し立ての流れ

申し立て人 (被害者)



相談員へ調停または苦情申し立て
の依頼

調停 ↓

調停委員会

苦情申し立て ↓

調査委員会

防止・対策委員会による審議、対応
策の検討

被害者に対する救済処置

加害者に対する学内規定による懲
役処分